

頭について

一、頭と首里大屋子

八重山の統治の最初は最高役職の大首里大屋子（頭職「カサ」）を琉球王国が任命し、蔵元で統治が行われた。一六一一年に薩摩の役人が八重山の検地を行った頃の行政区画は、石垣、大浜、宮良、川平、西表、古見の六間切と黒島、波照間島の二島嶼に区分され、五十八力村あった。一六二八年には、石垣、大浜、宮良の三間切、二十五力村に区画整理され、各間切に頭職を一名ずつ置き、蔵元において三頭による合議制の行政が行われた。頭は目差以上の役人が選挙し、最高得票者を在番に申し立てを行い、さらに琉球王国に上申し任命を行う終身制に近い職であった。

しかし、三間切以前の頭の位置付けは定かではない。「頭職一覧表」（191ページ参照）を見ると、十七世紀中葉までは「歴年久遠い官級位階不詳」となっているものが多く、十七世紀中葉以後に大まかな役職名が出てくるようになり、さらに十七世紀後半から十八世紀前半になると克明になる。これは一七二九年の家譜編集の許可、一七七一の明和の大津波による文書の流失など関係があると思われる。

では、三間切以前の最高役職は何であっただろうか。それぞれの家譜には次のような記述が見られる。

- | | | |
|-------------------------|---------|---------------------|
| 一、尚真王世代の正徳年間（一五〇六～二二年）任 | 嘉平首里大屋子 | 大宗永展 |
| 一、尚真王世代の嘉靖年間（一五二二～二六年）任 | 西表首里大屋子 | 大宗慶来慶田城用緒 |
| 一、（不明） | 三原首里大屋子 | 一世方因の父（三原は西表の与那良一帯） |

- 一、(不明)
- 一、(不明)
- 一、尚元王世代の嘉靖年間(一五五六～六六年)任 黒島首里大屋子 一世方因
- 一、尚元王世代の嘉靖年間(一五五六～六六年)任 古見首里大屋子 二世方拾
- 一、尚元王世代の嘉靖年間(一五五六～六六年)任 西表首里大屋子 三世用尊
- 一、尚元王世代の嘉靖年間(一五五六～六六年)任 西表首里大屋子 三世用信
- 一、尚寧王世代の万暦年間(一五八九～一六一九年)任 西表首里大屋子 四世用孫
- 一、尚寧王世代の万暦年間(一五八九～一六一九年)任 波照間首里大屋子 二世英恒
- 一、尚寧王世代の万暦年間(一五八九～一六一九年)任 古見首里大屋子 三世英林
- 一、尚寧王世代の万暦年間(一五八九～一六一九年)任 嘉平首里大屋子 五世永政
- 一、尚寧王世代の万暦四十一(一六一三年)任 平良大首里大屋子 五世永政
- 一、尚寧王世代の万暦四十六(一六一八年)任 嘉平首里大屋子 五世永政

(友利首里大屋子)

右記により、嘉平首里大屋子、古見首里大屋子、西表首里大屋子、三原首里大屋子、黒島首里大屋子、波照間首里大屋子等の首里大屋子が当時は各村の頭同様の役目をしていたと思われる。

さらに、当時は宮古との交流もあったようで、宮古の『根馬氏家譜・正統』には、「定基川平首里大屋子」「任八重山島守護職」と出てくる。このことから首里大屋子職が「守護職」、つまり頭同様の役割を果たしていたのではないかとということが考えられる。また、頭職の始まりについても明確でない。各文書によってまちまちである。参考のためそれを列記する。

- 一、家譜『長榮姓大宗信保』には、大宗・信保（長田大翁主）は一五〇〇年「オヤケアカハチ・ホンカワラの乱」の功勞として、「古見大首里大屋子後改称石垣八重山頭職」と記され、古見頭の後に石垣頭の初代となっている。
- 一、琉球王府編集の『球陽』一五〇〇年の項には、「真列金豊見親を陞せて始めて八重山頭職と為す」とある。
- 一、『平良市史』第三巻資料 前近代の一三二ページ、「三、家譜内容 白川氏と忠導氏」の中には、「三男の知利真豊見親は八重山の頭職を勤め分家して宮金氏を立て寛忠を名乗っている」と記されている。
- 一、『球陽』一五二四年の項には、「八重山の西塘、始めて武富大首里大屋子を授かる」とある。
- 一、家譜『長榮姓大宗信保』や『嘉善姓大宗永展』に、「三世信有 正徳年間（一五〇六～二一年）任石垣頭」、「二世永信 嘉靖年間（一五二二～六六年）任石垣頭」、「四世信名 嘉靖年間（一五二二～六六年）任石垣頭」と記されている。
- 一、家譜『上官姓大宗正廟』や『伯言姓大宗政通』には、「正廟 万曆四（一五七六）年大浜頭」、「政通 万曆十五（一五八七）年大浜頭」、「政保 万曆三十二（一六〇四）年大浜頭」と初めて大浜頭という役職名が登場する。
- 一、家譜『毛裔姓大宗安英』には、「安英 万曆年間（一五七三～一六二〇年）宮良頭」と宮良頭が登場する。
- 一、八重山の蔵元文書と言われる『八重山島年来記』には、「万曆十七（一五八九）年慶田盛村いしとの石垣親雲上頭成ル、勤役十三年」と頭職名が登場し、出自村名、童名、任期などが記されている。万曆四十一（一六一三）年には、「長多堂村長栄氏大浜親雲上頭成ル、勤役十八年」と大浜頭の名が登場し、崇禎四（一六三一）年には、「波揚名村空広宮良親雲上頭二成、勤役十七年」と新たに宮良頭の名が登場して三間切の石垣頭、大浜頭、宮良頭の名が揃つ。

二、八重山蔵元（政庁）

王府編纂史書『球陽』（一七四三～一八七六年）に八重山蔵元の創建のことが記されている。球陽研究會『球陽 原文

編・読み下し編』(一九七四年/角川書店)の中の尚真王四十八(二五二四)年条の「四十八年八重山西塘始授武富大首里大屋子」、「武富邑西塘創建八重山公倉」の項に次のように「原文編・読み下し編」が記載されている。まずその部分をみてみよう。

【原文】

四十八年八重山西塘始授武富大首里大屋子

八重山武富島有西塘者其爲人也賦性俊秀器量非凡中山大里等以其才出衆遂帶此人回到中山即令西塘供奉法司家經歷十餘年朝夕匪懈能盡忠節時值于園比屋武嶽築建石門法司以他善巧精工奏之於朝廷即擢爲建造主取西塘即祈之曰吾能竣厥功得歸故鄉必也供養此神以致崇信未聞數旬石門告成已歷二十五年乞暇回家法司以其有功亦奏之於王庭深褒嘉之即授武富大首里大屋子職回至八重山即于國仲地請奉園比屋武神始爲崇信焉自此而來武富村諸役人等每逢元旦冬至及元宵節聚會公藏遙向中山恭祈聖禧次後必到此處祈求國泰民安後亦遍至各嶽而祈禱焉

武富邑西塘創建八重山公倉

八重山武富邑西塘拜授武富大首里大屋子職續滿挽與人以掌八重山之事前有中山遭滿挽與人令治其事至于此時叫回滿挽與人令他西塘代任其職而諸島酋長盡赴于武富島以聽法令由是西塘下地武富島創建公倉而後西塘以武富島地狹人少往還未便移之于石垣地但結草屋以蓋風雨耳康熙丁丑之春重修公藏一瓦以改蓋焉

【読み下し】

四十八年、八重山の西塘、始めて武富大首里大屋子を授かる。

八重山武富島に西塘なる者有り。其の人となりや、賦性俊秀にして器量非凡なり。中山の大里等、其の才の衆に出づるを以て、遂に此の人を帯びて中山に回りどり、即ち西塘をして法司家に供奉せしむ。経に十余年を歴て、朝夕懈らず能く忠節を尽くす。時に、園比屋武嶽の石門を築建するに値ふ。法司、他の善巧精工を以て、之れを朝廷に奏す。即ち擢んで建造主取と為す。西塘、即ち之れを祈りて曰く、吾能く厥の功を竣りて故郷に帰ることを得れば、必ずや此の神を供養して以て崇信を致さんと。未だ数旬を閲せざるに、石門成を告ぐ。已に二十五年を歴、暇を乞ひて家に回る。法司、其の功有るを以て、亦之れを王庭に奏し、深く之れを褒嘉して即ち武富大首里大屋子職を授く。八重山に回り至るや、即ち国仲の地に園比屋武神を請奉し、始めて崇信を為す。此れより来のかた、武富村の諸役人等、元旦・冬至及び元宵節に逢ふ毎に、公蔵に聚会し、遙かに中山に向ひて恭しく聖禱を祈り、次後必ず此处に到り、国泰民安を祈り求め、後亦遍く各嶽に至りて祈禱す。

武富島の西塘、八重山に公倉を創建す。

八重山武富島の西塘、武富大首里大屋子職を拝授し、満挽与人に続きて以て八重山の事を掌る（前に中山、満挽与人を遣はして其の事を治めしむること有り。此の時に至り、満挽与人を叫び回し、他の西塘をして代りて其の職任せしむ）。而して諸島の酋長、尽く武富島に赴き、以て法令を聴く。是れに由りて西塘、地を武富島に卜して公倉を創建す。而して後、西塘、武富島の地狭く人少く、往還未だ便ならざるを以て、之れを石垣の地に移し、但草屋を結びて以て風雨を蓋ふのみ。康熙丁丑の春、公蔵を重修し、瓦以て蓋を改む。



1524年、西塘が竹富島に創設した八重山蔵元の跡



八重山蔵元の時報楼、1907年頃 / 石垣島（瀬名波長宏氏提供）

竹富島の西塘はオヤケアカハチらの乱の時に王国軍の大里大将に見込まれて引き取られ、琉球王国の法司官（三司官）に仕え、国王の祈願所園比屋武御嶽を創建したり、首里城城壁の設計にもたずさわり、その手腕を発揮した。一五二四年、長期にわたる忠勤の功により竹富大首里大屋子（竹富頭）に任じられて帰郷し、満挽与人に代わって八重山を統治した。また、竹富島の浦皆治原に八重山の蔵元（政庁）を創設し、八重山蔵元を中心にした支配組織の基礎が整えられた。一五四二年、土地が狭く交通の便が悪いという理由で、石垣島の字大川に八重山蔵元を移した。一八九七年（明治三十）年には、西塘以来三百七十三年続いてきた八重山蔵元が廃止された。

三、頭職と権力の継承

頭職出自の家はほぼ決まっていたようで、その権力を保持していくためには、政略結婚、養子縁組みなどが行われた。また、「家」継承に条件が悪ければ、沖縄本島のように父系主義で一門（門中）出身者でなければならぬということではなく、勢力を維持継承していくためには他の一門から養子や婿養子を迎え入れることも珍しいことではなかった。さらに、他の一門に「これと思われる」家があると、長男であるうと養子や婿養子にやることも少なくなかった。次にその一例を上げる。

- 一、嘉善氏十二世川平与人永森（一七三三―一七八八）家は、一七〇四年に八世永恒（一六五七―一七二四年）が石垣頭職になり、一七三五年に九世永副（一六八五―一七五一年）が石垣頭職になった由緒ある家柄であるが、永森家は長男・永盛（一七五八―一八一九年）を嘉善氏十世宮良親雲上永祝（一七七一―一八四一年宮良頭任）の跡継ぎにしている。
- 一、嘉善氏三世桴海与人永師（生忌年月日不詳）の二男・永恒が憲章姓大宗石垣親雲上英乘（一五八九年石垣頭任）の婿養子になり、改名して英恒を名乗って万暦年間に波照間首里大屋子となっている。さらに、永師の長男・永正（一五五〇―一六二〇年）は英乘（不詳―一六〇二年）の告老致死後の一六〇一年に石垣頭になっている。
- 一、嘉善氏七世永善（一六三三―一八五五年）は、錦芳氏五世西表首里大屋子用村（一五九五―一六五三年）の長女・宇成（一六二七年生）を娶り、離別後松茂氏二世大浜親雲上當榮（一六四四年任）の娘・宇那利を継室として迎え入れ、その後康熙十（一六七二）年に大浜頭になっている。同様に永善の長男・永吉は、大史氏四世小浜与人高英（不明）の娘・伊嘉橋を娶り、離別後毛裔氏二世石垣親雲上安師（一六五四年石垣頭任）の三女・松を継室として迎え入れ、康熙二十一年（一六八二）年石垣頭となった。

一、童名は、祖父、祖母の童名をもらって代々踏襲する（長男は父方の祖父の童名、二男は母方の祖父の童名等）と言われている。長栄姓、山陽姓、嘉善姓、憲章姓等において、保久利（思）、石戸（能）、満慶（山）、祖良広（空広）等が入り組んであり、そのことから嫁縁組み等によって互いに親しい間柄だったことが考えられる。

一、憲章氏十一世大浜親雲上英詳（一八九二年大浜頭任）の母は山陽氏七世大浜親雲上長演（一七七九年大浜頭任）の五女・宇那利である。また、英詳の先妻は、錦芳氏十世大浜親雲上用登（一八四九年大浜頭任）の五女・於那利であった。さらに、山陽氏九世宮良親雲上長房（一八五一年宮良頭任）の妻は、大浜親雲上長演の六女・市山である。その娘の三女・我祥は山陽氏八世吉浜仁也長祥（一八二四～六五年）に嫁ぐが、長祥と死別後、大浜親雲上英詳の後妻として嫁がせている。

一、嘉善氏十二世黒島首里大屋子永正（一七八九～一八五九年・永文を改名する）の長女・真武樽（一八三三～九一年）は長興氏八世豊川仁也善庸（一八一八～八七年）の室（妻）になり、二男の石垣仁也永扶（一八一七～五四年・花城仁也永喜に改姓改名し、登野城目差を歴任後に永善に改名し平得目差に任じられている）は錦芳氏十世大浜親雲上用登（一七九八～一八五四年）の長女の思津兼（一八一七年生）を娶り、その長男・永能が母の実家の大浜親雲上用登の養子になり大浜仁也用能（一八四一～一九一六年）と改名している。また、四女の久屋真（一八三三年生）は松茂氏十世宮良仁也當宗（一八三三～九七年）の継室になっている。

また、大浜親雲上用登の五女・於那利（一八二八～七二年）も憲章氏十一世喜舎場仁也英盛（一八三三～一九一〇年・英詳に改名する）に嫁いでいる。また、山陽氏九世宮良親雲上長房（一八〇〇～五四年）の三女・我祢（一八三六年生）が喜舎場仁也英詳の後妻となっている。一八七二年に松茂氏十世宮良仁也當宗（一八三三～九七年）が八重山蔵元最後の宮良頭に任じられている。一八八七年に長興氏八世豊川仁也善庸（一八一八～八七年）も大浜頭になり、そ

の告老致死四年後の一八九二年に喜舎場仁也英詳も大浜親雲上善庸から最後の大浜頭を継承している。

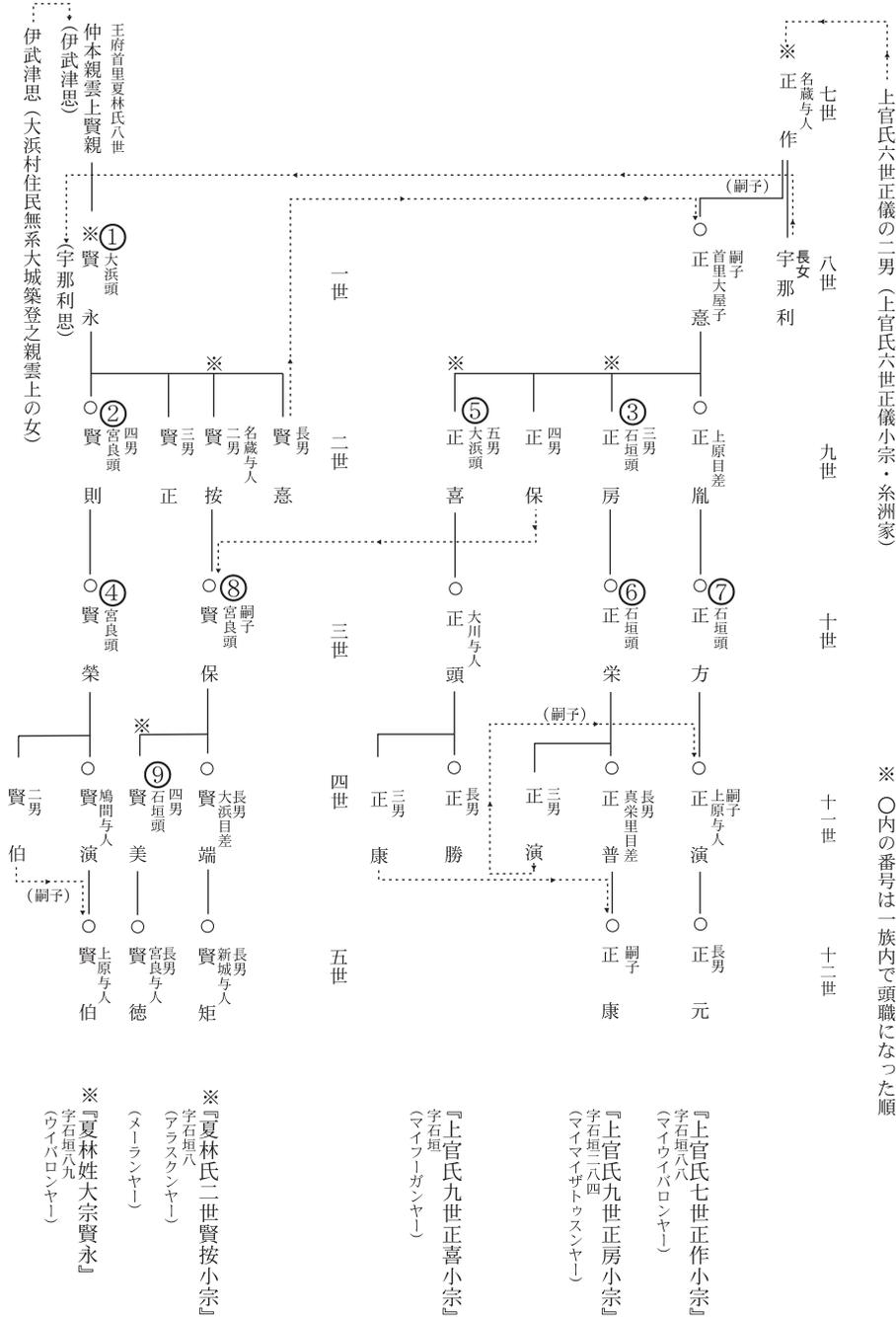
錦芳氏十一世大浜仁也用能も、一八八八年に石垣頭に任じられた宮良親雲上長房の長男で山陽氏十世石垣親雲上長演（一八三四～九二年）の告老致死後により、八重山蔵元最後の石垣頭を一八九二年に継承している。娘や姉妹たちの夫、孫などの血族や近親者で頭職を選出している。ちなみに、八重山音楽先師者の字登野城出自の大浜用能（母・大浜親雲上用登の長女・思津兼）と字石垣出自の喜舎場英整（大浜親雲上用登の五女・於那利）は従兄弟である。

一、一七七五年に大浜頭となった夏林姓大宗大浜親雲上賢永（一七二三～七七年）家は、長男・賢憲を妻の上官氏七世名蔵與人正作（一六九八～一七六五年）の養子に入れて跡目を継がせ、賢憲は改名して正憲を名乗り、後に首里大屋子となる。

賢永の二男・二世賢按は分家して名蔵與人になり、三男・二世賢正が二十五才で若死したため、四男・二世賢則（一七六二～一八二三年）が賢永の跡目相続をして一八二二年に宮良頭となり、さらに、一八三一年には賢則の長男・三世賢榮（一七八二～一八三五年）が宮良頭となる。

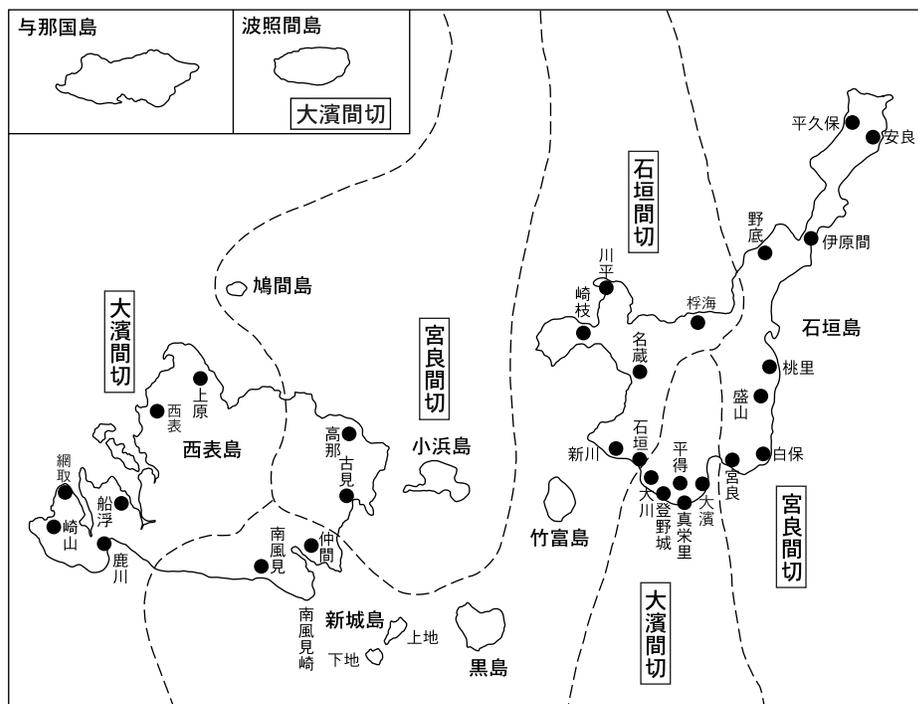
上官氏七世正作家の養子となった八世正憲では、三男・九世正房（賢永の従兄弟にあたる）が一八二二年に石垣頭、その長男・十世正栄（一八〇二～四七年）も石垣頭（一八三九年）。四男・正保は夏林氏二世名蔵與人賢按（賢永の二男）の養子になり改名して三世賢保（一七七九～一八六三年）を名乗って一八五四年に宮良頭、さらに五男・上官氏九世正喜（一七九〇～一八六三年）が一八三九年に大浜頭、長男・上原自差正胤の長男・十世正方（一七九三～一八六七年）も石垣頭（一八四八年）となっている。大宗賢永の大浜頭（一七七五年）から四世賢美（一八二二～八八年）の石垣頭（一八六九年）の九十四年間に九人の頭が輩出して、自分の子、兄弟、従兄弟、従兄弟の子と身内で固めて頭を継承していることが分かる。

夏林氏大宗賢永家と上官氏七世正作家の一族の頭職継承図



1768年の間切制 八重山島規模帳より

石垣間切	石垣村、新川村、名蔵村、崎枝村、川平村、 桴海村、仲間村、南風見村、竹富村、黒島村、 新城村（11ヶ村）
大濱間切	登野城村、大川村、真栄里村、平得村、大濱村、 西表村、崎山村、上原村、波照間村（9ヶ村）
宮良間切	宮良村、白保村、盛山村、桃里村、伊原間村、 平久保村、野底村、古見村、高那村、鳩間村、 小浜村（9ヶ村）



与那国島は間切に属さない。

四、三間切頭職の継承表

さらに、石垣、大浜、宮良の三間切に各頭職が置かれ、「頭」を「カサ」と言い、頭職の家を殿内(ドウヌジ)と呼んだ。三間切の石垣、大浜、宮良の頭職の継承を見てみると、次のようになる(屋号 家の名 について、頭職の子孫の不確認者は、家譜での八重山蔵元最後の役職を屋号に推察した)。

1. 石垣頭職の継承一覧表

石垣頭の初代は、一五〇〇年「オヤケアカハチ・ホンカワラの乱」で琉球王国に忠誠を誓い、論功行賞で古見大首里大屋子に任じられた後に、石垣八重山頭職に就いた字石垣の長田堂村に住んでいた長栄姓大宗信保から始まる。

頭代数	名前	就任年 西暦	中国年号	就任年齢	生卒年	出典家譜 屋号(家の名)
1	長栄姓大宗信保	一五〇〇～一五〇五	弘治年間	不詳	生寿不伝	長栄姓大宗信保 ナータヤ
2	長栄姓三世信有	一五〇六～一五二一	正徳年間	不詳	生寿不伝	長栄姓大宗信保 ナータヤ
3	嘉善姓一世永信	一五三二～一五六六	嘉靖年間	不詳	一五二六～一五六五	嘉善姓大宗永展 マイフカンスンヤ
4	長栄姓四世信名	一五三二～一五六六	嘉靖年間	不詳	生寿不伝	長栄姓大宗信保 ナータヤ
5	憲章姓大宗英乘	一五八九	万曆一七	不詳	不詳、一六〇一	憲章姓大宗英乘 ダーナヤ
6	嘉善姓四世永正	一六〇一	万曆二九	五一才	一五五〇～一六二〇	嘉善姓大宗永展 マイフカンスンヤ
7	長栄姓五世信本	一六一五	万曆四三	二三才	一五九二～一六六一	長栄姓五世信本 ハンナーヤ
8	長栄姓六世信門	一六三九	崇禎一二	二八才	一六一一～一六四四	長栄姓五世信本 ハンナーヤ
9	守恒姓大宗寛長	一六四四	順治元	四四才	一六〇〇～一六七七	守恒姓大宗寛長 サキヤマイシヌヤ

29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10
上官氏九世正房	嘉善氏十一世永報	長栄氏十世真保	明昭氏二世長榮	錦芳氏八世用致	李保氏三世喜宣	梅公氏四世孫浩	長栄氏九世真峯	伯言氏四世政治	青柏氏二世久宣	松茂氏五世當恒	嘉善氏九世永副	山陽氏四世長休	毛裔氏三世安資	嘉善氏八世永恒	嘉善氏七世永秋	嘉善氏八世永吉	長栄氏八世信平	長栄氏七世信明	毛裔氏二世安師
一八三二	一八二〇	一八一五	一八一	一八〇六	一七九一	一七八三	一七七三	一七七	一七六二	一七五一	一七三五	一七二八	一七二二	一七〇四	一六九六	一六八二	一六八一	一六六三	一六五四
道光一	嘉慶二五	嘉慶二〇	嘉慶一六	嘉慶一一	乾隆五六	乾隆四八	乾隆三八	乾隆三六	乾隆二七	乾隆一六	雍正一三	雍正六	康熙五一	康熙四三	康熙三五	康熙二	康熙〇	康熙一	順治二
四七才	五八才	五二才	六〇才	六五才	五五才	七一才	四六才	四八才	四五才	五八才	五〇才	五一才	三八才	四七才	四九才	三八才	三二才	三四才	五二才
一七七五、一八三八	一七六二、一八二二	一七六三、一八一九	一七五二、一八一四	一七四一、一八一〇	一七三七、一八一五	一七二二、一七九〇	一七二七、一七八三	一七三二、一七七三	一七一七、一七七	一六九三、一七六二	一六八五、一七五一	一六七七、一七三四	一六七四、一七二六	一六五七、一七二四	一六四七、一七二五	一六四四、一七二四	一六五〇、一六八二	一六二九、一六九九	一六〇二、一六七四
上官氏九世正房	嘉善氏九世永秀	長栄氏八世真富	明昭姓大宗長英	錦芳氏六世用正	李保姓大宗喜時	梅公氏三世孫格	長栄氏八世真政	伯言姓大宗政通	青柏姓大宗久定	松茂氏三世當永	嘉善氏五世永定	山陽氏四世長休	毛裔氏三世安資	嘉善氏五世永定	嘉善氏五世永安	嘉善姓大宗永展	長栄氏五世信本	長栄氏五世信本	毛裔姓大宗安英
マイイシヤナギドウヌジ	マイシキダンヤ	マイハナスクンヤ	マイヒサンヤ	イシヤナギドウヌジ	マイハティロンシナゴゴヤ	フーガンヤ	ホーンヤ	ホンキンヤ	ホーラドウヌジ	ウフザヤ	アラカンガヤ	アカフルヤ	ウフザヤ	ナカンヤ	マイフカンスンヤ	ハンナーヤ	ハンナーヤ	ケダスクスンヤ	

35	錦芳氏十一世用能	一八九二	光緒一八	五一才	一八四一〜一九一六	錦芳氏六世用正 イシャナギドウヌジ
34	山陽氏十世長演	一八八八	光緒一四	五四才	一八三四〜一八九二	山陽氏六世長敏 マイイシャナギドウヌジ
33	夏林氏四世賢美	一八六九	同治八	四七才	一八二一〜一八八八	夏林氏二世賢按 メーランヤ
32	山陽氏八世長有	一八六七	同治六	五三才	一八一四〜一八六八	山陽氏三世長明 マージャンヤ
31	上官氏十世正方	一八四八	道光二八	五五才	一七九三〜一八六七	上官氏七世正作 マイイシャナギドウヌジ
30	上官氏十世正栄	一八三九	道光一九	三七才	一八〇二〜一八四七	上官氏九世正房 マイイシャナギドウヌジ

2. 大浜頭職の継承一覽表

大浜頭の初代は、父が琉球王国から派遣された御使者（御検者）の久米村の程順則名護親方（一六六三〜一七三四年）の先祖京阿波根親雲上実基（不明）といわれる字新川の慶田盛村に住んでいた子息の上官姓大宗正廟（不詳、一五八六没年）から始まる。大浜頭職の二代は、父が同族の京阿波根之後胤といわれている伯言姓大宗政通（生寿不詳）に継承されている。

頭代数	名前	就任年 西暦	中国年号	就任年齢	生卒年	出典家譜 屋号（家の名）
1	上官姓大宗正廟	一五七六	万曆四	不詳	不詳、一五八六	上官姓大宗正廟 ハナスクンヤ
2	伯言姓大宗政通	一五八七	万曆一五	不詳	生寿不詳	伯言姓大宗政通 ホンキンヤ
3	伯言氏一世政保	一六〇四	万曆三二	不詳	不詳、一六二四	伯言姓大宗政通 ホンキンヤ
4	長栄氏五世信行	一六一三	万曆四一	二四才	一五八九〜一六四〇	長栄姓大宗信保 ナータヤ
5	憲章氏一世英森	一六三〇	崇禎三	二八才	一六〇二〜一六四二	憲章姓大宗英乘 ダーナヤ

25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
文林氏九世方昌	梅公氏六世孫詮	梅公氏六世孫職	松茂氏八世當剛	錦芳氏九世用庸	山陽氏七世長演	錦芳氏十世用倫	松茂氏七世當克	山陽氏六世長致	夏林姓大宗賢永	山陽氏五世長季	長栄氏八世真政	山陽氏四世長延	長栄氏七世信周	梅公氏二世孫清	毛裔氏三世安維	守恒氏二世寛時	嘉善氏七世永善	毛裔氏二世安師	松茂氏一世當栄
一八三六	一八三一	一八三〇	一八二九	一八二二	一七九七	一七九四	一七八七	一七七七	一七七五	一七六二	一七四九	一七三二	一七二三	一七〇六	一六七一	一六七七	一六七一	一六六三	一六四四
道光一六	道光一一	道光一〇	道光九	道光二	嘉慶一	乾隆五九	乾隆五二	乾隆四二	乾隆四〇	乾隆二七	乾隆一四	雍正一〇	康熙五二	康熙四五	康熙三〇	康熙一六	康熙一〇	康熙一	順治元
六一才	三七才	五八才	五二才	五三才	三七才	五一才	四六才	四四才	五二才	五七才	四六才	五八才	四七才	五一才	四三才	四〇才	四八才	六一才	不詳
一七七五〜一八三九	一七九四〜一八三五	一七七二〜一八三一	一七七七〜一八二九	一七六九〜一八二八	一七六〇〜一八二二	一七四三〜一七九六	一七四一〜一七九四	一七三三〜一七八六	一七二三〜一七七七	一七〇五〜一七七八	一七〇三〜一七六一	一六七四〜一七四九	一六六六〜一七三三	一六五五〜一七二九	一六四八〜一七〇六	一六三七〜一六九一	一六二三〜一六八五	一六〇二〜一六七四	生月日忌日寿不詳
文林姓大宗方因 タカミヤ	梅公氏三世孫格 フーガンヤ	梅公氏六世孫職 マイウイバルンスンヤ	松茂氏八世當剛 サキダシヌゴヤ	錦芳氏六世用正 イシヤナギドウヌジ	山陽氏三世長明 マージャンヤ	錦芳氏八世用香 フーガンスンヤ	松茂氏三世當永 メイラドウヌジ	山陽氏三世長明 マージャンヤ	夏林姓大宗賢永 ウイバロンヤ	山陽氏三世長明 マージャンヤ	長栄氏八世真政 ホーニヤ	山陽氏四世長延 マイトウヌスクンスンヤ	長栄姓大宗信保 ナータヤ	梅公氏二世孫清 マイコンヤ	毛裔氏三世安維 マイイバロンスンヤ	守恒姓大宗寛長 サキヤマイシヌヤ	嘉善姓大宗永展 マイフカンスンヤ	毛裔姓大宗安英 ケダスクスンヤ	松茂姓大宗當義 マイマージャンヤ

30	29	28	27	26
憲章氏十一世英詳	長興氏八世善庸	松茂氏九世當著	錦芳氏十世用登	上官氏九世正喜
一八九二	一八八七	一八五六	一八四九	一八三九
光緒一八	光緒一三	咸豐六	道光二九	道光一九
五九才	六九才	三八才	五一才	四九才
一八三三〜一九一〇	一八一八〜一八八七	一八一八〜一八八六	一七九八〜一八五四	一七九〇〜一八六三
憲章氏七世英光 ホーンドウヌジ	長興氏五世善盛 メーランヤ	松茂氏八世當剛 サキダシヌゴヤー	錦芳氏六世用正 イシヤナギドゥヌジ	上官氏九世正喜 マイフィーガンヤ

3. 宮良頭職の継承一覧表

宮良頭の初代は、一五四六年頃に琉球王国から派遣された御使者（御検者）として来島した大新城安基親方（不伝、一五七七年）と小浜村の満慶（不明）の娘・美呂眞（不明）との間に生まれた毛裔姓大宗安英（一五四七〜一六一九年）から始まる。

頭代数	名前	就任年 西暦	中国年号	就任年齢	生卒年	出典家譜 屋号（家の名）
1	毛裔姓大宗安英	一五七三〜一六二〇	万暦年間	不詳	一五四七〜一六一九	毛裔姓大宗安英 ケダクススンヤ
2	嘉善氏五世永將	一六一九（注1）	万暦四七	不詳	不詳、一六二四	嘉善姓大宗永展 マイフカンスンヤ
3	嘉善氏五世永弘	一六二四（注2）	天啓四	不詳	不詳、一六三五	嘉善姓大宗永展 マイフカンスンヤ
4	山陽姓大宗長光	一六三一	崇禎四	四七才	一五八四〜一六六一	山陽姓大宗長光 カニムトゥヤ
5	山陽氏二世長重	一六四七	順治四	三〇才	一六一七〜一六九三	山陽姓大宗長光 カニムトゥヤ
6	山陽氏三世長好	一六六九	康熙八	四二才	一六二七〜一六九四	山陽姓大宗長光 カニムトゥヤ
7	文林氏四世方景	一六九二	康熙三二	六三才	一六二九〜一七〇二	文林姓大宗方因 タカミヤ

27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8
山陽氏八世長丕	夏林氏三世賢保	山陽氏九世長房	長栄氏十世真著	山陽氏八世長格	夏林氏三世賢栄	松茂氏八世當演	山陽氏七世長宜	夏林氏一世賢則	山陽氏六世長友	梅公氏五世孫梁	錦芳氏七世用易	長栄氏十二世真般	益茂氏五世里賢	嘉善氏十世永祝	麻支姓大宗真方	長栄氏八世真森	伯言氏三世政茂	山陽氏四世長亮	梅公氏一世孫春
一八五五	一八五四	一八五一	一八三六	一八三六	一八三一	一八一九	一八一四	一八二二	一八〇三	一七九四	一七九一	一七七五	一七七一	一七七一	一七五八	一七四〇	一七三一	一七〇〇	一七〇一
咸豊五	咸豊四	咸豊元	道光一六	道光一六	道光一一	嘉慶二四	嘉慶一九	嘉慶一七	嘉慶八	乾隆五九	乾隆五六	乾隆四〇	乾隆三六	乾隆三六	乾隆二三	乾隆五	雍正九	康熙四九	康熙四〇
四六才	七五才	五一才	五六才	四九才	四九才	四四才	三七才	五〇才	五三才	五七才	七九才	四二才	五〇才	四八才	五四才	四九才	六一才	四一才	四八才
一八〇九、一八五五	一七七九、一八六三	一八〇〇、一八五四	一七八〇、一八五二	一七八七、一八三六	一七八二、一八三五	一七七五、一八三一	一七七七、一八一八	一七六二、一八一三	一七五〇、一八一二	一七三七、一八〇三	一七二二、一七九四	一七三三、一七七一	一七二二、一七七三	一七三三、一七七一	一七〇四、一七七二	一六九一、一七五八	一六七〇、一七四八	一六六九、一七三〇	一六五三、一七〇九
山陽氏五世長京	夏林氏二世賢按	山陽氏六世長敏	長栄氏八世真政	山陽氏八世長格	夏林姓大宗賢永	松茂氏三世當永	山陽氏五世長京	夏林姓大宗賢永	山陽氏五世長京	梅公氏三世孫格	錦芳氏六世用正	長栄氏十世真邦	益茂姓大宗里安	嘉善氏五世永定	麻支姓大宗真方	長栄姓大宗信保	伯言姓大宗政通	山陽姓大宗長光	梅公姓大宗孫廣
マイサキヤンヤ	アラスクンヤ	マイイシヤナギドウヌジ	ホーンヤ	カンナスントウヤ	ウイバロンヤ	メイラドウヌジ	マイサキヤンヤ	ウイバロンヤ	マイサキヤンヤ	フーガンヤ	イシヤナギドウヌジ	オーキチヤ	スカルチヤ	ウフザヤ	ケーンヤ	ナータヤ	ホンキンヤ	カニムトウヤ	マイシキダンヤ

右記より、一五〇〇年「オヤケアカハチ・ホンカワラの乱」や一五二二年与那国島「鬼虎の乱」以後の八重山蔵元時代（一五二四～一八九七年）の新参系の一門（門中）の頭職に就いた五人の各一門の内訳は、名乗り頭「方」の文林氏二

計	三間切頭職			名乗頭名	各一門名	元祖の名前
	宮良頭	大浜頭	石垣頭			
二五 (16%)	三 (10%)	三 (10%)	九 (26%)	信	長栄姓一門	長田大翁主
二六 (17%)	九 (31%)	四 (13%)	三 (8%)	長	山陽姓一門 憲章姓一門	那礼当 仲間満慶山
三 (3%)	〇	二 (7%)	一 (3%)	英	嘉善姓一門	明宇底獅子嘉殿
一一 (12%)	三 (10%)	一 (3%)	七 (20%)	永	長興姓一門 松茂姓一門	慶来慶田城
一 (1%)	〇	一 (3%)	〇	善	錦芳姓一門	新参系の 一門の子
七 (7%)	二 (7%)	四 (13%)	一 (3%)	當(当)	孫	琉球王国から 派遣された御 使(検)者・役 番や又、流刑され た方の子孫
七 (7%)	二 (7%)	三 (10%)	二 (6%)	用	方・寛・里	琉球王国から派遣 された八重山島在 した方の子孫
五 (5%)	二 (7%)	二 (7%)	一 (3%)		正・政・安・孫久・喜・真・長・賢	
二〇 (21%)	四 (14%)	九 (30%)	七 (20%)			
九 (10%)	四 (14%)	一 (3%)	四 (11%)			
九四	二九	三十	三五		合計	

4. 八重山の各一門（門中・一族）の三間切頭職（石垣頭・大浜頭・宮良頭）累計表

右記の「四 三間切頭職の継承表」より、各一族・一門による頭職に就いた人々を抜き出して各一門別頭職累計表を作成した。

29	錦芳氏十二世用議 松茂氏十世當宗	一八五七 一八七二	咸豊七 同治一一	五一才 三九才	一八〇六～一八七二 一八三三～一八九七	錦芳氏十二世用議 松茂氏三世當永	イリオモテシナゴトヤ メーラドウヌジ
----	---------------------	--------------	-------------	------------	------------------------	---------------------	-----------------------

注1. 宮良頭の二代目、永將の即位年は、初代安英が告老致仕、没年は八重山のキリシタン事件を参照。
注2. 宮良頭の三代目、永弘の即位年と没年は八重山のキリシタン事件を参照。

人、「寛」の名乗り頭の守恒氏が二人、益茂氏「里」の名乗り頭は一人である。また、琉球王国から派遣された御使（検）者や役人らの子孫が二十人。うち名乗り頭「正」の上官氏五人、「政」の名乗り頭の伯言氏が四人、名乗り「安」の毛裔氏は五人、「孫」の名乗り頭の梅公氏は六人である。琉球王国から派遣された八重山島在番や流刑された方の子孫で、「久」の名乗り頭の青柏氏が一人、名乗り頭の「喜」の李保氏が一人、「真」の名乗り頭の麻支氏が一人、「長」の名乗り頭の明紹氏が一人、名乗り頭「賢」の夏林氏が五人の計九人らが三間切の石垣・大浜・宮良などの頭職に就いている。

右記により、三間切の石垣、大浜、宮良など代々の頭職の継承には閥、人脈のあったことが窺われ、政略結婚や世襲のように、兄弟、子供、孫、従兄弟、甥や姪（ブイファー）、妻の父などのごく近い身内で固めて頭を選出していることが分かる。

石垣間切の石垣頭を「イシャナギヌシユウ」、家の名を「イシャナギドウヌジ 石垣殿内」と呼び、大浜間切の大浜頭を「ホーマヌシユウ」、その家の名を「ホーンドウヌジ 大浜殿内」といい、宮良間切の宮良頭を「メーラヌシユウ」、そしてその家の名が「メーラドウヌジ 宮良殿内」と呼んでいる。

なお、頭職に就いた人の役歴の平均年齢は次の通りである。

若文字（バガティフヌ）	二十二才
目差（ミザシイ）	二十九才
脇筆者（ワキピシヤ）	三十三才

脇目差（ワキミザシイ）	三十四才
大筆者（ウフピシヤ）	三十四才
大目差（ウフミザシイ）	三十四才
与人（ユンチュ）	三十五才
首里大屋子（シナバグ）	四十四才
頭（カサ）	四十九才
没年	六十三才

頭に任ずる平均年齢は四十九才であり、任期は十四年となる。

- 二十代で頭になった人は次の四名である。なお、出典家譜「¹」、家の名前（²）を記した。
- 一六一三年任、大浜頭信行二十四才、「長栄姓大宗信保」¹、（ナータヤー）
 - 一六一五年任、石垣頭信本二十三才、「長栄氏五世信本」¹、（ハンナーヤー）
 - 一六三〇年任、大浜頭英森二十八才、「憲章姓大宗英乘」¹、（ダーナーヤー）
 - 一六三九年任、石垣頭信門二十八才、「長栄氏五世信本」¹、（ハンナーヤー）

- また、七十代の高齢で頭になった人は次の三名である。なお、出典家譜「¹」、家の名前（²）を記した。
- 一七八三年任、石垣頭孫浩七十一才、「梅公氏三世孫格」¹、（フーガンヤー）
 - 一七九一年任、宮良頭用易七十九才、「錦芳氏六世用正」¹、（イシヤナギドゥヌジ）

一八五四年任、宮良頭賢保七十五才、「夏林氏二世賢按」、(アラスクンヤ)

さらに、十九世紀中葉には、自分の名乗り名や仁也名を変える傾向があったようである。頭で名乗りの名前を改めし、た人は次の通りである。なお、出典家譜「」、家の名前()を記した。

信 倫 真 著(一八三六年任、宮良頭)、「長栄氏八世真政」、(ホーンヤ)

正道 正方(一八四八年任、石垣頭)、「上官氏七世正作」、(マイイシャナギドゥヌジ)

長 満 長 丕(一八五五年任、宮良頭)、「山陽氏五世長京」、(マイサキヤンヤ)

孫 泰 當 泰 當 著(一八五六年任、大浜頭)、「松茂氏八世當剛」、(サキダシヌゴヤ)

賢 副 賢 美(一八六九年任、石垣頭)、「夏林氏二世賢按」、(メーランヤ)

英 盛 英 詳(一八九二年任、大浜頭)、「憲章氏七世英光」、(ホーンドゥヌジ)

五、八重山人・平良頭のモサとは

『宮古島在番記』(一七八〇年)には、「万曆四十一丑(一六二二)年ヨリ同四十七未(一六一九)年迄頭役七年 八重山人 平良大首里大屋子、字モサ 氏名乗不知」という記録がある。この「八重山人 平良大首里大屋子 字モサ 氏名乗不知」が誰なのか問題である。

『長榮姓大宗信保』家譜の五世信行(一五八九〜一六四〇年)の項には、「童名祖良廣(略)、尚寧王世代(一五八九〜一六二〇年) 万曆四十一癸丑(一六一三) 年任大浜頭職、曆年久遠官級位階不詳 尚豊王世代(一六二二〜四〇年) 天啓五乙丑(一六二五) 年為料治宮古島人民事奉命到、彼島任平良頭職至七年丁卯公務全竣而帰島 同(一六三二) 年再任大

浜頭職至テ崇禎十三庚辰（一六四〇）年共討勤職十四年」と記述されている。

もし、家譜の記載が正しければ、長栄氏五世信行は一六二五年から一六三二年まで宮古島に渡って平良頭を勤めていたことになる。しかし、『宮古島在番記』には、「一、万曆四十七未（一六一九）年頭役被付天啓五丑（一六二五）年病死勤役七年白川氏上地野 平良大首里大屋子 恵忠字 又チデ、「一、天啓六寅（一六二六）年頭役仰付順治二酉（一六四五）年迄勤役年 白川氏ミヤカ子 平良大首里大屋子恵祐 字ヒルカリ 崇禎元戊辰（一六二八）年数十六年」と記述されている。

長栄氏五世信行の平良頭の勤め期間には、すでに地元の白川氏八世恵忠（一五八三―一六二五年）や白川氏恵祐が平良頭に就いていることが分かる。また、長栄氏五世信行が宮古から帰島し、大浜頭に再任された一六三二年には、すでに八重山でも憲章氏四世英森が大浜頭を一六三〇年に長栄氏五世信行から継承し、一六四二年まで勤めている。さらに、『宮古島在番記』の万曆四十一年の「八重山人 平良大首里大屋子」と記載された年に、長栄氏五世信行は八重山で大浜頭職に任じられている。

以上のことから、長栄氏五世信行以外の人物が平良頭職に就いたことが考えられる。家譜記載上の誤りが指摘できる。また、長栄氏五世信行以外にも八重山から宮古島に渡った人は、現存する家譜の中で嘉善氏五世永政がいる。

『嘉善姓大宗永展』家譜の五世永政（一五八〇―一六二三年）の役職項には、「尚寧王世代 万曆年間（一五七三―一六二〇年）任嘉平首里大屋子職 同四十一癸丑（一六一三）年為料治宮古島百姓事奉命到彼島轉為友利首里大屋子職 同四十六戊午（一六一八）年乃帰島再任嘉平首里大屋子職」と記述されている。しかし、もしそのことが事実ならば、嘉善氏五世永政は一六一三年に生存し、その年三十三歳で宮古島に渡り友利首里大屋子職に就いている。七年間の勤めを終え、一六一八年に再度嘉平首里大屋子に就いていることになる。長栄氏五世信行のときのように、嘉善氏五世永政

においても家譜記載上の誤りがある。

『宮古島在番記』に記載された「モサ」という童名に近い呼び名は、嘉善姓大宗永展の童名が「真勢」である。また『八重山島年来記』の八重山キリシタン事件に登場する嘉善氏五世宮良親雲上（前宮良頭）永弘の童名が「マセ」宮良親雲上であり、「モサ」は嘉善姓の童名「マセ」に近いことが分かる。また、尚寧王世代の「八重山人 平良大首里大屋子」の頭職七年の役職期間が、偶然にも嘉善氏五世永政が宮古の友利首里大屋子職の勤務年代にほぼ一致している。

以上のことから、嘉善氏五世永政と『宮古島在番記』の「八重山人」が同一人物だということが分かった。嘉善氏五世永政が宮古の平良頭職期間中の七年間において、友利首里大屋子職との関わりがあったとされる方には白川氏八世恵忠がいる。宮古の『白川氏家譜 正統』の八世平良親雲上恵忠の項には、「童名能知伝（略）尚寧王世代。（略）万曆三十五丁未（一六〇七）年任友利首里大屋子次後困病而辞 同四十六戊午（一六一八）年九月八日再任友利首里大屋子同四十七己未（一六一九）年八月十一日転任平良首里大屋子（略）天啓二壬戌（一六三二）年八月二十六日任頭職平良大首里大屋子」と記載されている。また、『宮古島在番記』にも「万曆四十七未（一六一九）年頭役被仰付天啓五丑（一六二五）年病死勤役七年白川氏上地野 平良大首里大屋子 恵忠字 ヌチデ」と記述されている。

以上のことから、白川氏八世恵忠は友利首里大屋子職を就任したが、病気のために辞任している。その際、嘉善氏五世永政は宮古での平良頭職勤務期間中に友利首里大屋子をも兼務していたと考えられる。友利首里大屋子職は、白川氏八世恵忠の病気が治ったので、嘉善氏五世永政の兼務が解かれて、白川氏八世恵忠が再任されたと考えられる。また、平良頭職は嘉善氏五世永政の後に白川氏八世恵忠が継承している。